

川崎市市民活動コーナー運営委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 この運営委員会は、「川崎市市民活動コーナー利用者会議」（以下「利用者会議」という。）の活動を円滑に実施するため設置する。

(名称)

第2条 名称を「川崎市市民活動コーナー運営委員会」（以下「運営委員会」という。）とする。

(事業)

第3条 運営委員会は第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 活動コーナーの施設運営に関する事項
- (2) 活動コーナー会議室及び作業室の利用に関する事項
- (3) その他、第1条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 運営委員会は、川崎市市民活動コーナー利用者会議の構成員の中から若干名の委員で構成する

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 運営委員会には次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 2名
- 2 役員は、委員の互選とする。

(役員の仕事等)

第6条 委員長は会務を総理し、この会の代表をする。

- 2 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときには、副委員長がその職務を代表する。

(会議)

第7条 この運営委員会は、委員長が召集し、委員の過半数の出席で成立する。ただし、欠席する委員は他の委員に委任状を託すことにより、議決に参加することができる。

- 2 運営委員会の議長は委員長が勤め、出席者の過半数で可否を決定する。
- 3 運営委員会で議決された事項については、利用者会議に諮って決定する。

(庶務)

第8条 この運営委員会の庶務は、川崎区役所まちづくり推進部地域振興課において処理する。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、拠点の運営管理に関し必要な事項は、運営委員会の議決を経て、利用者会議に諮って決定する。

付則

この要綱は、平成19年11月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年5月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年5月19日から施行する。